

【概要版】鴨川都市計画区域内における建築物の建築の制限について

建築物の用途制限	用途地域										特定用途制限地域	備考	
	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	準工業地域		近隣商業地域	商業地域	リゾート産業地域	幹線道路沿道地区				
				1特	2特								
○ 建てられる建築物 × 建てられない建築物 1特 第1種特別工業地区 (H31.6.1) 2特 第2種特別工業地区 (H31.6.1)													
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の延べ床面積が50㎡以下で、建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	
事務所等	事務所等の床面積が3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
ホテル、旅館	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■延べ床面積3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等	■	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	■延べ床面積3,000㎡以下
	カラオケボックス、ダンスホール等	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	■	▲	■延べ床面積3,000㎡以下 ▲延べ床面積10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	■	▲	■延べ床面積3,000㎡以下 ▲延べ床面積10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ (10ℓ超)	×	×	◆	◆	◆	○	○	○	○	□	△	◆客席延べ床面積200㎡未満 □客席延べ床面積3,000㎡以下 △客席延べ床面積10,000㎡以下
	キャバレー、ナイトクラブ (10ℓ以下)、個室浴場等	×	×	×	×	×	▲	×	○	○	▲	▲	▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、その他公益施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車教習所	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■延べ床面積3,000㎡以下
工場・倉庫等	自動車車庫 (付属車庫を除く)	▼	▼	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▼延べ床面積300㎡以下、2階以下
	建築物付属自動車車庫 (建築物の延べ面積の2分の1以下)	▽	▽	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▽2階以下
	倉庫業を営む倉庫	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	畜舎 (延べ床面積15㎡を超えるもの)	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■延べ床面積3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、家具屋、自転車店等で作業場の延べ床面積が50㎡以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり
	危険性や環境悪化のおそれが非常に少ない工場	①	①	①	○	①	○	②	②	①	②	原動機・作業内容の制限あり 作業場の延べ床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下	
	危険性や環境悪化のおそれが少ない工場	×	×	×	○	×	○	②	②	×	②		
	危険性や環境悪化のおそれがやや多い工場	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×		
	危険性が大きいか、または著しく環境悪化のおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	自動車修理工場その他これに類する工場	①	①	②	○	○	○	③	③	①	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	■	○	○	○	○	○	○	○	■	○	■延べ床面積3,000㎡以下	
	量が少ない施設	×	×	×	○	×	○	○	○	×	×		
	量がやや多い施設	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×		
	量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

新たに加える特別用途地区の建築制限  
 緩和する特定用途制限地域の建築制限